(言欲弦水子貝) ロボニー正本言 珍毘玉 (写真 4 月月 1 月 1 日子) の一音 そむエア	で発音に己工音グン
松 正 条	
(特定無線局の対象とする無線局)	(特定無線局の対象とする無線局)
無十 (略)	
2 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、 <u>次に掲げるものと</u>	2 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、屋内その他他の無
₹%°	線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所
	に設置する基地局とする。
広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用さ	
せることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用する	
□ 屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与	
えるおそれがない場所に設置する基地局	
三 広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用さ	
陸上移動中継局 せることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用する	
(特定無線局の無線設備の規格)	
	(特定無線局の無線設備の規格)
各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の	各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、汝の
一~九 (略)	一〜九(略)
十一前条第二項第一号に規定する基地局(一・)が、「())()	
同に係るもの(次号 川及び 図に掲げるものを除く。)() 責値夫具第ローナタップ・0回第一項は表定でる。	
設備規則第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準のうち基地 月~旬:。の「ジェ()のでしいおいべ、ので除・)	
同に係るもの(次号 ③及び 単に掲げるものを除く。)	
※備規則第四十九条の六の九第一項に規定する技術基準のうち基地	
周に係るもの(次号 ⑤ 及び ⑥ に掲げるものを除く。)	
るもの(次号の及び側に掲げるものを除く。)	
説備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係	
るもの(次号 別及び 凹に掲げるものを除く。)	
十一 前条第二項第二号に規定する基地局	十 前条第二項に規定する基地局
① ~ ② (盤)	① ~ ⑤ (盤)
十二 前条第二項第三号に規定する陸上移動中継局	

- に係るもの
 説情規則第四十九条の六に規定する技術基準のうち陸上移動中継局
- 継号に係るもの 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち陸上移動中
- 継局に係るもの 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち陸上移動中

(登録の対象とする無線局)

- るものとする。第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げ
 - する空中線電力が「ワット以下の基地局一段備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用
 - | 611~十 (密)

(簡易な操作)

とおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次の

(()

外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作力ないものに限る。)に限る。)の無線設備の通信操作及び当該無線設備の空機地球局にあつては、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行三、法第二十七条の二に規定する特定無線局(同条第一号に掲げるもの(航

三(略)

- 作 無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操大 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の
 - 設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の、の五第一規則第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一旦及び第三項、第四十九条の六の五第一回 基地局(第十五条の二第二項第二号に規定するものであつて、設備

②~⑤ (器)

ナ・< (器)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければなら

(登録の対象とする無線局)

るものとする。第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げ

する空中線電力が一○ミリワット以下の基地局一設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用

| 611~十 (器)

(簡易な操作)

とおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次の

(容)

を及ぼさないものの技術操作 線設備の通信操作及び当該無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。)の無二 法第二十七条の二に規定する特定無線局(航空機地球局にあつては、航

三三十二 (2)

- 作 無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操大 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の
 - 使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)第三項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び

(公) (2) (2)

ナ・< (器)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければなら

おりとする。ない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げると

俎

| ~||| (器)

ひ~で (器)

の傭付けとすることができる。
の傭付けとすることができる。
該書類(第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し)総務大臣が別に告示する方法をいう。第八項において同じ。)をもつて、当る電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局についいて同じ。)を必要に応じ直ちに表示することができる方法 (当該書類に係ら電磁的記録をいう。以下この項及び第八項において同じ。)を必要に応じ直ちに表示することができる方法 (当該書類に係の電磁的記録をいう。以下この項及び第八項においる号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうら次第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条は「四年請等(行政子統等における情報通信の技術の利用に関する法律(平

」~H (盤)

- え付けなければならない。 出書の写し)とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の大第三項の規定による届なければならない書類は免許状(第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲了 前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておか
- ○備付けとすることができる。を必要に応じ直ちに表示することができる方法をもつて、当該届出書の写し係る電磁的記録を提出した無線局については、当該届出書に係る電磁的記録けておかなければならない法第二十七条の六第三項の規定による届出書に■ 電子申請等により、前項の規定により包括免許に係る特定無線局に備え付

<u>の・10</u> (繰)

(定期検査の実施時期)

無線局(第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げるものに限る。)にあ第四十一条の三 無線局の免許(再免許を除く。)の日(包括免許に係る特定

おりとする。ない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げると

进

|~|| (2)

ひ~で (器)

にあっては、当該書類の写し)の慵付けとすることができる。にあっては、当該書類の写し)の慵付けとすることができる。に侍る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局については、当該書類に品録された当該書類に係る電磁的記録を以う。以下この頃において同じ。)の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書頭四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条は一四年請等(行政子統等における情報通信の技術の利用という。)第二条

一~日 (盤)

許人の事務所に備え付けなければならない。なければならない書類は免許状とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免了前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておか

<u>∞・○</u> (添)

(定期検査の実施時期)

査の時期は、総務大臣又は総合通信局長が指定した時期とする。第四十一条の三 無線局の免許(再免許を除く。)の日以後最初に行う定期検

総務大臣又は総合通信局長が指定した時期とする。 <mark>つては、当該特定無線局を開設した日)</mark>以後最初に行う定期検査の時期は、

(権限の委任)

第五十一条の十五 (略)

同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ

(盤)	(盤)
除く。) 大の頃に掲げる無線局を 登録に係る無線局 <u>(三の</u> 十九第一頃の規定による 三の五 法第二十七条の二	線局にあつては、常置場所))は、その無線設備の設置場所(移動する無する場合を含む。)に規定する届出にあつて三項(法第七十条の九第二項において準用二十七条の三十二並びに法第七十条の七第二十六第一項、第二十七条の三十一及び第申請者又は登録人の住所(法第二十七条の
同に限る。) 大条第一号に掲げる無線 登録に係る無線同(第十十九第一項の規定による 三の大 法第二十七条の二	場所) する届出にあっては、その無線設備の設置項において準用する場合を含む。)に規定第七十条の七第二項(法第七十条の九第二三十一及び第二十七条の三十二並びに法第二十七条の二十六第一項、第二十七条の その無線設備を設置しようとする区域(法
(2)	(盤)
事項を除く。) く。)(十二の項に掲げるまでに掲げる無線局を除の四の項から三の大の項 五 移動しない無線局(三	(智)
(盤)	(盤)

の~で (器)

別表第二号の二の二(第11条の2の3関係)

(権限の委任)

同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。3 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ

(2)	(盤)
登録に係る無線局士九第一項の規定による三の五、法第二十七条の二	線局にあつては、常置場所))は、その無線設備の設置場所(移動する無する場合を含む。)に規定する届出にあって「国(法第七十条の九第二項において準用第二十七条の三十二及び法第七十条の七第二十六第一項、法第二十七条の三十一、法
(智)	(盤)
を除く。) (十二の項に掲げる事項に掲げる無線局を除く。) の四の項及び三の五の項五を動しない無線局(三	(智)
(昝)	(盤)

別表第二号の二の二 (第11条の2の3関係)

無線局の種別	情報提供項目
1 地上基幹放送局及び 地上基幹放送試験局 (8の項に掲げる無線 局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第1の様式の以下の欄に記載された事項(1)~(3) (略) (4) 受信機の欄の全ての欄(5)・(6) (略) (7) 給電線等の欄の全ての欄(8)~(1) (略) (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全ての欄
2 衛星基幹放送局及び 衛星基幹放送試験局 (8の項に掲げる無線 局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第8の様式の以下の欄に記載された事項 (1)~(3) (略) (4) 受信機の欄の全ての欄 (5) (略) (6) 空中線の欄の全ての欄 (7) 給電線等の欄の全ての欄 (8)~(1) (略) (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全ての欄
3 人工衛星局及び宇宙 局(9の項に掲げる無 線局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第8の様式の以下の欄に記載された事項 (1)~(4) (略) (5) 受信機の欄の全ての欄 (6) (略) (7) 空中線の欄の全ての欄 (8) 給電線等の欄の全ての欄 (9)~(11) (略) (12) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全ての欄

無線局の種別	情報提供項目
1 地上基幹放送局及び 地上基幹放送試験局 (8の項に掲げる無線 局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第1の様式の以下の欄に記載された事項 (1)~(3) (略) (4) 受信機の欄の <u>すべて</u> の欄 (5)・(6) (略) (7) 給電線等の欄の <u>すべて</u> の欄 (8)~(10) (略) (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の <u>すべて</u> の欄
2 衛星基幹放送局及び 衛星基幹放送試験局 (8の項に掲げる無線 局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第8の様式の以下の欄に記載された事項 (1)~(3) (略) (4) 受信機の欄の <u>すべて</u> の欄 (5) (略) (6) 空中線の欄の <u>すべて</u> の欄 (7) 給電線等の欄の <u>すべて</u> の欄 (8)~(11) (略) (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の <u>すべて</u> の欄
3 人工衛星局及び宇宙 局 (9の項に掲げる無 線局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第8の様式の以下の欄に記載された事項 (1)~(4) (略) (5) 受信機の欄の <u>すべて</u> の欄 (6) (略) (7) 空中線の欄の <u>すべて</u> の欄 (8) 給電線等の欄の <u>すべて</u> の欄 (9)~(1) (略) (12) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の <u>すべて</u> の欄

4 固定局 (9の項に掲 げる無線局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第3の様式の以下の欄に記載された事項 (1)~(5) (略) (6) 空中線の欄の全ての欄 (7) 給電線等の欄の全ての欄 (8)~(1) (略) (11) 通信の相手方の欄の全ての欄 (12)~(14) (略) (13) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全ての欄
5 地上一般放送局、気 象援助局、標準周波数 局、特別業務の局、基 地局、携帯基地局、無 線呼出局、陸上移動中 継局、実験試験局及び 海岸局(<u>9の項から11</u> <u>の項まで</u> に掲げる無線 局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第2の様式の以下の欄に記載された事項 (1)~(5) (略) (6) 空中線の欄の全ての欄 (7) 給電線等の欄の全ての欄 (8)~(1) (略) (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全ての欄
6 航空局、無線標識 局、無線航行陸上局及 び無線標定陸上局(9 の項に掲げる無線局 を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第4の様式の以下の欄に記載された事項(!)~(8) (略) (9) 空中線の欄の全ての欄(11)~(8) 給電線等の欄の全ての欄(11)~(8) (11) ~(8) (11) ~(8) (11) ~(8) (12) ※射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全ての欄
7 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び地球局(9の項に 掲げる無線局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第5の様式の以下の欄に記載された事項(1)~(4) (略) 5) 受信機の欄の全ての欄

4 固定局 (9の項に掲 げる無線局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第3の様式の以下の欄に記載された事項 (1)~(5) (略) (6) 空中線の欄の <u>すべて</u> の欄 (7) 給電線等の欄の <u>すべて</u> の欄 (8)~(1) (略) (11) 通信の相手方の欄の <u>すべて</u> の欄 (12~(1) (略) (13) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の <u>すべて</u> の欄
5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局(<u>9の項及び</u> 10の項に掲げる無線局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第2の様式の以下の欄に記載された事項 (1)~(5) (略) (6) 空中線の欄の <u>すべて</u> の欄 (7) 給電線等の欄の <u>すべて</u> の欄 (8)~(11) (略) (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中 線電力の欄の <u>すべて</u> の欄
6 航空局、無線標識 局、無線航行陸上局及 び無線標定陸上局(9 の項に掲げる無線局 を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第4の様式の以下の欄に記載された事項(1)~(8) (略) (9) 空中線の欄のすべての欄(11)~(8) 給電線等の欄のすべての欄(11)~(8) (11) 全(13) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の <u>すべて</u> の欄
7 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び地球局(9の項に掲げる無線局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第5の様式の以下の欄に記載された事項(1)~(4) (略) 5) 受信機の欄の <u>すべて</u> の欄

	(6) (略) (7) 空中線の欄の <u>全て</u> の欄 (8) 給電線等の欄の <u>全て</u> の欄 (9)~(11) (略) (21) 発射する電波の型式、周波数及び空中 線電力の欄の <u>全て</u> の欄
8 1の項又は2の項 に掲げる無線局であ つて、適合表示無線設 備のみを使用する無 線局	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第1又は第8の様式の以下の欄に記載された事項 (1) (略) (2) 空中線の欄の全ての欄 (3) 給電線等の欄の全ての欄
9 3の項から7の項 までに掲げる無線局 であつて、適合表示無 線設備又は検定合格 機器のみを使用する 無線局 (10 の項 <u>及び</u> 11 の項に掲げる無線 局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第2、第3、第 4、第5又は第8の様式の以下の欄に記載 された事項 (1) (略) (2) 空中線の欄の全ての欄 (3) 給電線等の欄の全ての欄
10 包括免許に係る特 定無線局(第15条の 2第2項第1号及び 第3号に掲げる無線 局に係るものに限 る。)	免許規則別表第五号の五の二の様式の以下 の欄に記載された事項 1 無線設備の設置場所の欄 2 適合表示無線設備の番号の欄 3 空中線の欄の全ての欄 4 給電線等の欄の全ての欄 5 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全ての欄
11 包括免許に係る特定無線局(第15条の 2第2項第2号に掲 げる無線局に係るものに限る。)	1 (略) 2 <u>免許規則別表第五号の五の三</u> の様式の以 下の欄に記載された事項 (1)・(2) (略)

	(6) (略) (7) 空中線の欄の <u>すべて</u> の欄 (8) 給電線等の欄の <u>すべて</u> の欄 (9)~(11) (略) (12) 発射する電波の型式、周波数及び空中 線電力の欄の <u>すべて</u> の欄
8 1の項又は2の項 に掲げる無線局であ つて、適合表示無線設 備のみを使用する無 線局	 (略) 免許規則別表第二号の二第1又は第8の様式の以下の欄に記載された事項 (略) 空中線の欄の<u>すべて</u>の欄 給電線等の欄の<u>すべて</u>の欄
9 3の項から7の項 までに掲げる無線局 であつて、適合表示無 線設備又は検定合格 機器のみを使用する 無線局(10の項に掲 げる無線局を除く。)	1 (略) 2 免許規則別表第二号の二第2、第3、第 4、第5又は第8の様式の以下の欄に記載された事項 (1) (略) (2) 空中線の欄のすべての欄 (3) 給電線等の欄のすべての欄
10 包括免許に係る特定無線局(<u>法第27条</u> の2第2号に掲げる 無線局に係るものに限る。)	1 (略) 2 <u>免許規則別表第五号の五の二</u> の様式の以下の欄に記載された事項 (I)・(2) (略)

注1・2 (略)

別表第四号(第39条第1項関係)

第1 法第10条第1項、法第18条第1項又は法第73条第1項本文、同項 ただし書、第5項若しくは第6項の規定による検査(法第10条第2項、 法第18条第2項又は法第73条第4項の規定によりその一部が省略さ れたものを除く。)の結果通知書の様式

(表略)

注1 (略)

- 2 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは 「包括免許の番号」と、「免許等の番号」とあるのは「特定無線局の番号(免許規則第24条の2第1項第3号に規定する特定無線局の番号をいう。以下同じ。)」とする。
- 第2 法第10条第2項、法第18条第2項又は法第73条第4項の規定により検査の一部を省略した場合の検査結果通知書の様式

(表略)

注1 (略)

- 2 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは「包 括免許の番号」と、「免許の番号」とあるのは「特定無線局の番号」とす る。
- 別表第四号の二 法第73条第3項の規定による無線局検査の省略通知の様式 (第39条第2項関係)

(表略)

注1・2 (略)

- 3 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「1 識別信号」とある のは「1 包括免許の番号」と、「2 免許の番号」とあるのは「2 特 定無線局の番号」とする。
- 別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式(第41条の5関係)

(表略)

注1~4 (略)

5 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「免許の番号」とあるのは「包括免許の番号」と、「識別信号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報

注1・2 (略)

別表第四号(第39条第1項関係)

第1 法第10条第1項、法第18条第1項又は法第73条第1項本文、同項 ただし書、第5項若しくは第6項の規定による検査(法第10条第2項、 法第18条第2項又は法第73条第4項の規定によりその一部が省略さ れたものを除く。)の結果通知書の様式

(表略)

注 (略)

第2 法第10条第2項、法第18条第2項又は法第73条第4項の規定により検査の一部を省略した場合の検査結果通知書の様式

(表略)

注 (略)

別表第四号の二 法第73条第3項の規定による無線局検査の省略通知の様式 (第39条第2項関係)

(表略)

注1・2 (略)

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式(第41条の5関係)

(表略)

注1~4 (略)

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報

告書の様式 (第41条の6関係)

(表略)

 $注 1 \sim 5$ (略)

6 包括免許に係る特定無線局の点検の場合は、「免許の番号」とあるのは「包括免許の番号」と、「識別信号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。

告書の様式(第 41 条の 6 関係) (表略)

注1~5 (略)

室 三

(桶行期日)

1 この省令は平成二十六年十月一日から施行する。

(凝過推圖)

- この省令による改正後の電波法施行規則の規定は適用せず、改正前の電波法施行規則の規定はなお効力を有する。2 この省令の施行の際現に免許を受けている設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する空中線電力が一ワット以下の基地局は、
- については、前頃の規定を適用する。3 この省令の施行の際現に設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局の免許の申請をしている者に対する無線局の免許